## (別紙1)

〇農林水産省告示第三百三十九号

餇 料の安全性の 確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第二条第三項の規定に

基 ヹづき、 昭 和 五十一年七月二十四 日農林省告示第七 百五十号 ( 飼 料の安全性  $\mathcal{O}$ 確保及び品質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改善に

関する

規定に基づき飼料添加物を定める件)の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

法律の

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

ンチフヒ、ンァド | ク鉄ト酸、 2ルチ ンアファ <u>۲</u> ア ドェ d ア塩 卜酸 β 銅ロビ ミ化 リウジ メ 1 タビ カ L プカチペルミオパミ L シノボショリルプ 、ンチンド、トチーボッショント、トチー素 8'グ リー IJ ンス 水水口酸ンチ塩ウア ネウ酸 ン酸ピ ムルカロ 素酸丨 鉄 酸 シムナル 、テ乳レオ ナルトト 2 リド マ油 力 て。 ギロウカ トビ ビン酸オニ 1 ア 1 リ塩 ニチムルリン ルカ 酸カニンヒリル酸 ン酸 F. タ リシン ド化 シゥ 改 タミカルン 亜ドウミークミンルシ、鉛 ロークランルシン AシウDL、キークグ ドウミ化ウウタキ アウム ボ酸 ノガ第 コ マムムキグ、、サ シリイ フ 工 鉄、 ラ ノチタ ` シルキ L E 粉 ウ ム | D Lシ 炭 ム ネ コ L F. D L ウ ン素メーペ粉末ム、 正 ト|メ酸 | チ塩塩 グン酸酸  $\vdash$ シレ エサ パレ 酪酸ナメプ チマタウカグ ンア 末、 スコ 1 ス グウムルルネリ、シタ ジチチ ビD Lラオリオ チ Lジル テチスコル エリオオド25タ | アニプニネリ、 スウンニ亜 | ミパミントンシ テム亜ン鉛ヒンンノ鉄フ、ウ、ア シタグフミア ンコルビ、ルビン ル オ ベ 後 リンエ ルビ テム亜ン鉛ヒンンノ鉄 ル、硫、、ドAト安、 ェンニ ジゾルアア ビン フ ンイ、ル ドAト安 ア2ム炭ノロ酸ジ ゴミ セン酸カ 酸メペロ油テ息ニン|、酸コー水ナプキ、ン香コ、デ炭亜バル 酸コーナ 日 ノ ルカノ 卜酸 ト酢 Lチル酢メ 素ジチシビ酸酸チLア 酸鉛ラ IJ 酸 ア シ酸ナ ミ酢ウ 亜酸ナオドコタカ ン ミマ カミフ フ IJ ン鉄レミルL酸トノン炭ン酸ムクルン エD Lト 亜、カンシー、リーガ酸、dl、エニ、ローン 1 リン カンシー、 d1 ` リ | エニ ルリ亜 ガ酸 口 | コンチ塩|ア バ酸αハ酸ン酸ルラβエスア 乾燥ウム酸プシ粉ムリコト 、チ `ビン酸オニ| トア `トル ミマル ステス ンアポ 葉ジン酸ビタ酸カニンヒリル酸リシβア塩 テルコL ボ酸ノガ第タミカルン亜ドウミ化ウウフ、ーンーミンルシ、鉛ロムニマムム ラョル、鉄ンAシウDL、キ、ウグ、、 ポルナル ミ化 ニマムムウグ、、 カ L 7 トビ 力 ア IJ 8'グ リンス 口 ビウ ,D L , E粉ウム DLシ炭ムネコLチ塩ウア ネウ酸コ 一ペ粉末、 トーメ酸 鉛ン素メ シレ 酸ムルカ 酪酸ナメプ パレトチマタウカグ ギロウカトビ  $\mathsf{F}_{\circ}$ 酸カジチチ ビDLラオリオグウムルルカ リ塩 ニチ ムルリン チ シウ酸 改 ウム L 正 T 設置システント ig st L ig s 酸鉛ラ、リン酸酸 I スンアスコマ、ミ酢ウ、L ジルテチスコル バ亜酸ナオドコタカ 、ル、、 クーベ、エリンエ ル鉛カトン鉄レ ンコルビ 、ルビン 前 ペルDウバニプ 2 ンコ硝 プシ粉ムリコト / 、バ酸 コンジゾルアア シウ硫 ビン 1 ン、 燥ウム酸 ハ酸 イゴミセン酸  $\alpha$ フ末、 ンチフヒ、ンアド ク鉄、 フヒ2ルチ チ ルカノ 水 卜酸 ドェ ア Ļ 1 酸 L 日 d チル酢 メ -ロア ン、キア ミコクグ リウジ 銅口ビ D 酸 ア ナ 炭シ、酸 キア フェルカ ミフ フ タビ 酸ボ化 X ] ア シメチュ クミオンド、 エンコルンエ]ロ酸ンニ、ロ チペル ミレシ 酸 エDLト IJ 亜 力 ラ IJ プ 水口酸 水 チフD3ント、トチ | 素酸 | 鉄酸ナ塩 | ドマ油、テ乳レオ 2 ナ化ルナカン酸ル ウピ F. ア 酸工 ンムリドマ油 ラβエスア

+ ½」 ト (結晶)、硫酸鉄 (乾燥)、硫酸銅 (乾燥)、硫酸銅 (結晶) 三・四 (略) 
こ・四 (略)

附

則

この告示は、 公布の日から施行する。

## 〇農林水産省令第六号

餇 料 の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第三条第一項の規定に

基 づ き、 餇 料及 び 餇 料添 加 物  $\mathcal{O}$ 成分規格等に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定 でめる。

令和元年五月三十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

餇 料 及び 餇 料添 加物 の成分規格等に関する省令 (昭和五十一年農林省令第三十五号) の <u>ー</u> 部を次のように

改正する。

次 0 表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 「傍線部分」という。) でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄 に 掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

### 致 正 後

### 別表第1(第1条関係)

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
  - (1) 飼料一般の成分規格

ア〜ツ (略)

- <u>テ</u> グアニジノ酢酸の飼料(飼料を製造するための原料又は材料を 除く。)中の含有量は、グアニジノ酢酸として0.06%以下でなければならない。
- (2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア~チ (略)

- <u>ツ</u> <u>グアニジノ酢酸は、ブロイラーを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。</u>
- <u>フィターゼ(その2の(4))は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の</u>飼料に用いてはならない。
- (3) (4) (略)
- (5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項 を表示しなければならない。

(ア)~(エ) (略)

- (オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)及びコの(ア)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサから<u>テ</u>までに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等
- (力)~(サ) (略)

 $2 \sim 5$  (略)

別表第2(第2条関係)

 $1 \sim 7$  (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

### 別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

改 正 前

(1) 飼料一般の成分規格

ア〜ツ (略)

(新設)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準ア〜チ (略)

(新設)

- (3) (4) (略)
- (5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項 を表示しなければならない。

(ア)~(エ) (略)

(t) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)及びコの(ア)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサから<u>チ</u>までに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(力)~(サ) (略)

 $2 \sim 5$  (略)

別表第2(第2条関係)

 $1 \sim 7$  (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)~(39) (略)

(40) グアニジノ酢酸

### ア 製造用原体

(ア) 成分規格

<u>含量</u> 本品は、定量するとき、グアニジノ酢酸 (C3H7N3O2) 9 6.5%以上を含む。

### 物理的·化学的性質

- ① 本品は、白色~淡褐色の粉末である。
- ② 本品の水懸濁液 (1→10) のpHは、8.0~9.0である。
- <u>③</u> 本品は水に溶けにくく、エタノールに極めて溶けにくい。

### 確認試験

- ① 本品の水溶液 (1→1,000) 5 mLにニンヒドリン試液1 mLを加え、3分間加熱するとき、溶液は、呈色しない
- ② 本品の水溶液  $(1 \rightarrow 20,000)$  2 mLに8 オキシキノリン試液 1 mL及びN ブロムコハク酸イミド溶液  $(1 \rightarrow 1,000)$  1 mLを加えるとき、溶液は、赤黄色を呈する。

### 純度試験

- ① <u>鉛</u> 本品2.0g  $(1.95\sim2.04g)$  を量り、鉛試験法(原子吸光光度法第1法)により鉛の試験を行うとき、その量は、 $5 \mu g/g$ 以下でなければならない。
- ② <u>ヒ素 本品1.0g(0.95~1.04g)を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない(2 $\mu$ g/g以下)。</u>
- ③ ジシアンジアミド 本品0.500g (0.4995~0.5004g) を量り、水を加え、必要に応じて超音波処理して溶かし、1,000mLの全量フラスコに入れ、更に水を標線まで加えて1,000mLとし、メンブランフィルター (0.45 μ m) を用いてろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に、ジシアンジアミド標準品10.0mg (9.95~10.04mg) を量り、水を加えて溶かし、1,000mLの全量フラスコに入れ、更に水を標線まで加えて1,000mLとする。この溶液25mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、標準液とする。試料溶

(1)~(39) (略) (新設) 液及び標準液 $20\mu$ Lずつを量り、次の条件で、液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液中のジシアンジアミドの示すピーク面積は、標準液中のジシアンジアミドの示すピーク面積にジシアンジアミド標準品の純度を乗じた値以下でなければならない(0.5%以下)。

操作条件

検出器:紫外吸光光度計(測定波長:220nm)

カラム:内径4.6mm、長さ250mmのステンレス管に粒 径5μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシ リル化シリカゲルを充填する。

移動相:水

流量:每分1.5mL

④ シアナミド 本品0.400g (0.3995~0.4004g) を量り 水を加え、必要に応じて超音波処理して溶かし、100m Lの全量フラスコに入れ、更に水を標線まで加えて100mLとし、メンブランフィルター (0.45μm) を用いてろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に、シアナミド標準品24.0mg (23.95~24.04mg) を量り、水を加えて溶かし、1,000mLの全量フラスコに入れ、更に水を標線まで加えて1,000mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、200mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液50μLずつを量り、次の条件で、液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液中のシアナミドの示すピーク面積は、標準液中のシアナミドの示すピーク面積にシアナミド標準品の純度を乗じた値以下でなければならない(0.03%以下)。

操作条件

検出器:紫外吸光光度計(測定波長:210nm)

カラム:次のi~iiiのカラムをこの順に連結し、i を試料導入部側、iiiを検出器側とする。

- i:内径4.6mm、長さ100mmの樹脂管に粒径7μm の液体クロマトグラフ用多孔性グラファイトカ ーボンを充填する。
- ii: 内径4mm、長さ50mmの樹脂管に粒径9μmの 液体クロマトグラフ用陰イオン交換樹脂を充填

する。

iii: 内径 4 mm、長さ250mmの樹脂管に粒径 9  $\mu$  mの 液体クロマトグラフ用陰イオン交換樹脂を充填 する。

カラム温度:30℃付近の一定温度

<u>移動相: 1 mol/L水酸化ナトリウム試液 4 mLを水1, 0</u> 00mLに加える。

流量:每分1.0mL

⑤ メラミン 本品0.100g  $(0.0995\sim0.1004g)$  を量り、5 0mLのホモジナイザー用容器に入れ、内部標準液 $50\mu$ Lをマイクロピペットを用いて加え、更に水・アセトニトリル混液 (1:1) 25mL及びn-ヘキサン10mLを加え、ホモジナイザーで30秒間かき混ぜた後、 $900\times g$ で 5分間遠心分離し、下層を抽出液とする。

抽出液 1 mLをマイクロピペットを用いて量り、あらかじめメタノール 5 mL及び水・アセトニトリル混液 (1:1) 5 mLで順次洗浄したエチレンジアミンーNープロピルシリル化シリカゲルミニカートリッジカラムに入れた後、水・アセトニトリル混液 (1:1) 3 mLを加えて溶出液を集める。

この溶出液に  $1 \mod l$  L 塩酸試液  $130 \mu$  L をマイクロピペットを用いて加えたものを、あらかじめアンモニア水・メタノール混液(1:19)  $5 \mod x$  メタノール  $5 \mod x$   $5 \mod x$   $6 \mod x$   $7 \mod x$   $7 \mod x$   $8 \mod x$   $9 \mod$ 

別に、メラミン標準品0.01g ( $0.0095\sim0.0104g$ )を量り、水・アセトニトリル混液 (1:1)を加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更に水・アセトニトリル混液 (1:1)を標線まで加えて100mLとし、標準原液とする。

標準原液の一定量にギ酸 (1→1,000)・アセトニト

リル混液 (1:1) を加え、1 mL中に0.0025  $\mu$  g、0.005  $\mu$  g、0.01  $\mu$  g、0.025  $\mu$  g及び0.05  $\mu$  gを含有するように正確に希釈する。各溶液 1 mL当たり、内部標準液を1  $\mu$  Lの割合で加え、標準液とする。

試料溶液及び標準液  $1 \mu$ Lにつき、次の条件で液体クロマトグラフィー質量分析法によりメラミンの試験を行うとき、その量は、 $20 \mu$  g/g以下でなければならない。操作条件

検出器:質量分析計(2つの質量分析部が直列に結合され、その間に衝突活性化室を有するものであること)

カラム:内径2mm、長さ150mmのステンレス管に粒径3μmのシリカゲルを基材とし、表面にカルバモイル基を導入した充填剤を充填する。

移動相: 酢酸アンモニウム0.77g (0.765~0.774g) に水1,000mLを加えて溶かし、A液とする。アセトニトリルをB液とし、以下の条件で送液する。

0-5分 95%B液

5-10分 95%B液→90%B液

<u>10−20分</u> <u>90%B液</u>

流量:每分0.2mL

<u>イオン化法:エレクトロスプレーイオン化法(陽イオン検出モード)</u>

測定モード:選択反応検出法

| 設定質量数:m/z |  $127 \rightarrow 85$  (メラミン定量イオン) |  $127 \rightarrow 68$  (メラミン確認イオン) |  $127 \rightarrow 68$  (メラミン確認イオン) |  $130 \rightarrow 87$  (内部標準物質メラミン |  $130 \rightarrow 87$  (内部標準物質 |  $130 \rightarrow 87$  (内部標準 |  $130 \rightarrow 87$  (内部 |  $130 \rightarrow 87$  (DN | 130

内部標準液の調製 メラミンー<sup>15</sup>N₃標準品0.005g
 (0.0045~0.0054g) を量り、水・アセトニトリル混液 (1:1) を加えて溶かし、50mLの全量フラスコに入れ、更に水・アセトニトリル混液 (1:1) を標線まで加えて50mLとし、内部標準原液とする。内部標準原液の一定量に水・アセトニトリル混液 (1:1) を加え、1mL中に10μgを含有するように正確に希釈する。

エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカ <u>ゲルミニカートリッジカラム</u> ポリプロピレン 製のカラム管にエチレンジアミン-N-プロピ ルシリル化シリカゲル500mgを充填したもの又 はこれと同等の分離特性を有するもの。

強酸性陽イオン交換体ミニカートリッジカラム ポリプロピレン製のカラム管に強酸性陽イオン 交換体500mgを充填したもの又はこれと同等の 分離特性を有するもの。

水分 1.0%以下(直接滴定)

定量法 本品約10mgを0.01mgの桁まで量り、その数値を記録し、水約200mLを加え、必要に応じて超音波処理して溶かし、250mLの全量フラスコに入れ、更に水を標線まで加えて250mLとし、必要に応じてメンブランフィルター(0.45  $\mu$  m)を用いてろ過し、ろ液を試料溶液とする。この溶液10 $\mu$  Lにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムからグアニジノ酢酸のピーク面積を測定し、別に求める検量線によりグアニジノ酢酸濃度を求め、含量を算出する。

### 操作条件

検出器:紫外吸光光度計(測定波長:200nm)

<u>カラム:内径4.6mm、長さ250mmのステンレス管に粒径 5  $\mu$  mのポリマー系親水性相互作用クロマトグラフ 用充填剤を充填する。</u>

カラム温度:30℃付近の一定温度

移動相:水・アセトニトリル混液 (3:7)

流量: 毎分約1.0mL

### 検量線の作成

グアニジノ酢酸標準品約25mgを0.01mgの桁まで量り、その数値を記録し、水約200mLを加えて溶かし、必要に応じて超音波処理して溶かし、250mLの全量フラスコに入れ、更に水を標線まで加えて250mLとし標準原液とする。標準原液の一定量に水を加え、1 mL中に1  $\mu$  g、3  $\mu$  g、10  $\mu$  g及び50  $\mu$  gを含有するように正確に希釈し、各溶液及び標準原液を必要に応じてメンブランフィルター (0.45  $\mu$  m)を用いてろ過し、ろ液を

標準液とする。標準液 $10\mu$ Lずつにつき、以下試料溶液の場合と同様に液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムからグアニジノ酢酸のピーク面積を求めて検量線を作成する。

(イ) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

### イ 製剤

(ア) 成分規格

本品は、グアニジノ酢酸製造用原体に、デンプンを混和した粉末又は粒子である。

<u>含量</u> 本品は、定量するとき、グアニジノ酢酸 (C3H7N3O2) 9 5.5%以上を含む。

確認試験 グアニジノ酢酸製造用原体の確認試験を準用する

<u>定量法</u> グアニジノ酢酸製造用原体の定量法を準用する。 (イ) 保存の方法の基準

グアニジノ酢酸製造用原体の保存の方法の基準を準用する

 $(41) \sim (137)^{\circ}$  (略)

(138) フィターゼ

フィターゼ (その1) (略)

フィターゼ (その2の(1)) (略)

フィターゼ (その2の(2)) (略)

フィターゼ (その2の(3)) (略)

フィターゼ(その2の(4))

### ア製造用原体

(ア) 成分規格

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1g中に5,000 フィチン酸分解力単位以上を含む。

### 物理的·化学的性質

- ① 本品は、淡褐色の液体である。
- ② 本品の水溶液又は水懸濁液 (1→100) のpHは、3.5 ~6.5である。
- ③ 本品は、pH3.5~4.5において最大の酵素活性を有す <u>る</u>。

純度試験

(40)~(136) (略) (137) フィターゼ フィターゼ (その1) (略) フィターゼ (その2の(1)) (略) フィターゼ (その2の(2)) (略) フィターゼ (その2の(3)) (略) (新設)

- ① <u>鉛</u> 本品0.5g ( $0.45\sim0.54g$ ) を量り、鉛試験法 (原子吸光光度法第1法) により鉛の試験を行うとき、その量は、 $20\mu$  g/g以下でなければならない。
- ② <u>ヒ素</u> フィターゼ (その1) 製造用原体の純度試験② を準用する。
- ③ 抗菌活性 フィターゼ (その1) 製造用原体の純度試験③を準用する。

強熱残分 5.0%以下 (0.5g)

酵素力試験 フィチン酸分解力試験法第1法により試験を行 う。ただし、「基質溶液の調製」の項中「試料の最大酵素 活性を示すpHに調整した0.2mo1/L酢酸・酢酸ナトリウム緩 衝液約50mLを加えて溶かし、0.2mo1/L酢酸試液を加えてpH 5.5に調整した後、」とあるのは「pH5.5に調整した0.2mol /L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液約50mLを加えて溶かし、 2mo1/L酢酸試液を加えてpH5.5に調整した後 作法」の項中「試験を行うために必要な量の試料を有効数 字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が 0.04~0.06フィチン酸分解力単位となるように、試料の最 大酵素活性を示すpHに調整した0.005mo1/L酢酸・酢酸ナト リウム緩衝液を加えて溶かし、必要ならばろ過し、 - 」とあるのは「試料1.0g(0.995~1.004g)に 試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.2mo1/L酢酸・ 酢酸ナトリウム 1 L 当たり、ポリソルベート20を0.1gの割 合で含む緩衝液を加えて溶かし、必要ならばろ過し、 当たり0.04~0.06フィチン酸分解力単位となるよう同緩衝 液で希釈し試料溶液とする。」

(イ) 製造の方法の基準

Trichoderma reeseiに属する菌株を宿主としたフィターゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養物をろ過し、又は水で抽出した後、ろ過して菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。

- (ウ) 保存の方法の基準 遮光した密閉容器に保存すること。
- (エ) 表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。

### <u>イ</u> 製剤 (その1 液状)

### (ア) 成分規格

本品は、フィターゼ(その2の(4))製造用原体に塩化ナトリウム及びソルビトールを混和した水溶性液状物である

0

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 フィチン酸分解力試験法第1法により試験を行 「基質溶液の調製」の項中「試料の最大酵素 活性を示すpHに調整した0.2mo1/L酢酸・酢酸ナトリウム緩 衝液約50mLを加えて溶かし、0.2mo1/L酢酸試液を加えてpH 5.5に調整した後、 - Lとあるのは「pH5.5に調整した0.2mol /L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液約50mLを加えて溶かし、0. 2mo1/L酢酸試液を加えてpH5.5に調整した後、 作法」の項中「試験を行うために必要な量の試料を有効数 字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が 0.04~0.06フィチン酸分解力単位となるように、 大酵素活性を示すpHに調整した0.005mo1/L酢酸・酢酸ナト リウム緩衝液を加えて溶かし、必要ならばろ過し、 液とする。」とあるのは「試料1.0g(0.995~1.004g) 試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.2mo1/L酢酸・ 酢酸ナトリウム 1 L 当たり、ポリソルベート20を0.1gの割 合で含む緩衝液を加えて溶かし、必要ならばろ過し、1ml 当たり0.04~0.06フィチン酸分解力単位となるよう同緩衝 液で希釈し試料溶液とする。」 と読み替えるものとする。

### (イ) 保存の方法の基準

フィターゼ (その2の(4)) 製造用原体の保存の方法の 基準を準用する。

### (ウ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。

### <u>ウ</u>製剤(その2)

### (ア) 成分規格

本品は、フィターゼ(その2の(4))製造用原体に、ポリビニルアルコール、フィチン酸ナトリウム、リン酸一水素ナトリウム、リン酸一水素カリウ

ム、リン酸二水素カリウム、イノシトール、植物性油脂、白糖及びデンプンを必要に応じて選んで混和した水溶液を加え、さらに、硫酸ナトリウム及び必要に応じて賦形物質を加えて混和若しくは造粒した小片、粉末又は粒子である。

<u>酵素力単位</u> 本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン 酸分解力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 フィチン酸分解力試験法第1法により試験を行 う。ただし、「基質溶液の調製」の項中「試料の最大酵素 活性を示すpHに調整した0.2mo1/L酢酸・酢酸ナトリウム緩 衝液約50mLを加えて溶かし、0.2mo1/L酢酸試液を加えてpH 5.5に調整した後、」とあるのは「pH5.5に調整した0.2mol /L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液約50mLを加えて溶かし 2mo1/L酢酸試液を加えてpH5.5に調整した後、 作法」の項中「試験を行うために必要な量の試料を有効数 字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が 0.04~0.06フィチン酸分解力単位となるように、試料の最 大酵素活性を示すpHに調整した0.005mo1/L酢酸・酢酸ナト リウム緩衝液を加えて溶かし、必要ならばろ過し、試料溶 」とあるのは「試料1.0g (0.995∼1.004g) に 試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.2mol/L酢酸・ 酢酸ナトリウム1L当たり、ポリソルベート20を0.1gの割 合で含む緩衝液を加えて氷中で60分間撹拌して溶かし、必 要ならばろ過し、1 mL当たり0.04~0.06フィチン酸分解力 単位となるよう同緩衝液で希釈し試料溶液とする。 み替えるものとする。

(イ) 保存の方法の基準

フィターゼ (その2の(4)) 製造用原体の保存の方法の 基準を準用する。

(ウ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。

 $(139) \sim (158)$  (略)

 $(138) \sim (157)$  (略)

附

則

この省令は、公布の日から施行する。

# 〇農林水産省告示第三百四十号

餇 料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第二十六条第一 項の規

定に基づき、 飼料の公定規格 (昭 和 五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号)の一部を次のように

改正する。

令和元年五月三十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改 正 後		改	
第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等 の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量		第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等 の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量	
(略) フィターゼの種類 飼料及び飼料添加物の成分規格等に 関する省令(昭和51年農林省令第35 号)別表第2の8の( <u>138</u> )	算出方法 (略)	(略)     フィターゼの種類     飼料及び飼料添加物の成分規格等に 関する省令(昭和51年農林省令第35 号)別表第2の8の( <u>137</u> )	算出方法 (略)
フィターゼ(その1) 同( <u>138</u> ) フィターゼ(その2の(1))	(略)	フィターゼ(その1) 同( $137$ ) フィターゼ(その2の(1))	(略)
同 ( $\underline{138}$ ) フィターゼ (その2の(2)) 同 ( $\underline{138}$ ) フィターゼ (その2の(3)) 3・4 (略)	(略)	同 $(\underline{137})$ フィターゼ (その2の(2)) 同 $(\underline{137})$ フィターゼ (その2の(3)) 3・4 (略)	(略)

附

則

この告示は、 公布の日から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等 について (概要)

### 1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年 法律第35号。以下「法」という。)第2条第3項の規定により、飼料に添加、混 和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議 会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確 保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和51 年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。)において指定されてい る。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて(同条第2項)飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。)において定められている。

### 2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは 適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとす る。

- ・ グアニジノ酢酸について、新規飼料添加物として告示に指定するとともに、省令別表第2の8に成分規格等を設定する。また、省令別表第1の1の(1)にグアニジノ酢酸の飼料中の含有量は0.06%以下でなければならない旨、省令別表第1の1の(2)にブロイラーを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の(5)にグアニジノ酢酸を含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨規定する。
- ・ Trichoderma reeseiの遺伝子組換え体が産生するフィターゼ(以下「フィターゼ(その2の(4))」という。)について、省令別表第1の1の(2)に豚、鶏及びうずらを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の(5)にフィターゼ(その2の(4))を含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨規定するとともに、省令別表第2の8に成分規格等を設定する。
- 3 施行期日 公布の日